

# KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんふお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしています。

## トピックス 保険契約について

保険には多様な商品が存在し、また、商品内容が複雑であるなど、利用者の方々が容易に理解できない場合もあります。

ご自身がどのような保険商品を必要としているのか検討して、商品等の基本的な事項について理解し、契約内容をよく確認したうえで購入してください。

### 保険を契約する際にご注意いただきたいこと

#### 1 重要な事項を確認する。

保険会社から渡される「重要事項説明書」に、「契約概要」と「注意喚起情報」が記載されています。

重要事項説明書	記載されている重要な事項
契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項(商品の仕組み、保障・補償の内容など)
注意喚起情報	ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項(告知義務の内容など)



#### 2 告知事項を正しく記入する。

事実を正しく記入しないと、契約を解除されたり、保険金が支払われないことがあります。

#### 3 契約内容を確認する。

契約前にもう一度、契約内容がご自身の目的やニーズに合った内容となっているかご確認ください。

#### 4 領収証・保険証券を確認する。

現金で保険料の払い込みを行った場合、代理店または保険会社から所定の領収証が発行されます(クレジットカード払いや口座振替などの場合、領収証は発行されません)。

保険会社から保険証券が送付されますので、契約内容をご確認ください。

契約トラブルになった場合は、保険会社から十分に説明を受け、保険会社とよく話し合ってください。それでも解決が図られない場合には、

◆ 生命保険協会生命保険相談所 連絡先: 03-3286-2648

◆ 日本損害保険協会そんぽADRセンター 連絡先: 0570-022808

などに相談してください。



## 「保険金が使える」と勧誘する 修理業者との間でのトラブルが増加！

住宅修理業者から勧誘されたときは、必ず工事の契約前に、火災保険等に参加している損害保険会社や損害保険代理店に相談してください。

### ～主なトラブルの例～

#### 1. 自己負担ゼロを強調

火災保険の保険金を使えば無料で自宅を修理できると持ちかけられたが、保険金の支払い対象外で修理代金が全額自己負担になった。

#### 2. 強引な工事契約

保険金の請求申請を代行すると勧誘され、自宅の修理工事を契約したが、解約しようすると高額なキャンセル料を請求された。

#### 3. うその理由で請求

老朽による劣化で保険金は支払われないのに、うその理由(台風や雪の被害)で保険金を請求させようとする。

\*『台風や大雪などの自然災害の後に勧誘する』『自己負担ゼロを強調する』『工事契約書を渡さない』『修理代金を前払いさせようとする』等の特徴があります。

\*詳しくはこちらをご覧ください。

日本損害保険協会ホームページ <http://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

\*トラブルになった場合は、国民生活センターや消費生活センターで相談を受け付けています。

### トピックス

## 改正保険業法に係る政府令等への意見募集

金融庁では、平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政令・内閣府令・監督指針の改正案を取りまとめ、2月18日に公表しました。

この改正案に対するご意見を募集(3月19日まで)しておりますので、詳しくはこちらをご覧ください。

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20150218-2.html>



#### 政府令・監督指針案の概要

##### ◎ 情報提供義務の導入に伴う規定の整備

- 商品情報など、顧客が保険加入の適否を判断するに当たって必要な事項を、保険募集に際し、顧客に情報提供すべき事項として規定する。
- 複数保険会社の商品から比較推奨して販売する場合、上記に加え、「比較可能な商品の概要」、「特定の商品の比較推奨を行う理由」について、情報提供を求める旨を規定する。

##### ◎ 意向把握義務の導入に伴う規定の整備

- 保険商品や募集実態に応じた各保険募集人の意向把握を求めるため、具体的な意向把握のプロセスを例示する。

##### ◎ 保険募集人に対する体制整備義務の導入に伴う規定の整備

- 保険会社による教育・管理・指導に加えて、保険募集人自身が、その業務を適切に行うため、自ら整備すべき体制を規定する。

(本件に関するお問い合わせ先) 金融監督第4課 電話048-600-1288